

住宅政策本部へ寄せられた都民の声(令和3年6月)

(単位:件)

提言	意見	苦情	要望	問合せ	相談	その他	合計
0	12	20	9	6	2	0	49

※上記区分の定義

提言: 政策の未実施や不十分さ等について、新たな政策の実施や既存の政策の改善策を提示し、その実施を求めるもの。

意見: 政策や職員の行為についての激励・感謝、評論・感想等で、一般的な都政や知事発言等に対する賛否や批判を含むもの。

苦情: 施策の実施または未実施等に伴う被害等の不都合や職員の対応への不満等を申し立てるもの。また、その是正、補償、陳謝等の救済を求めるもの。

要望: 施策の未実施や不十分さ等について改善を求めるもので、改善の方法等について言及されていないか、あるいは抽象的なもの。

相談: 困りごとについて判断や指針の助言、またはそのために必要な情報や対話を求めるもの。

問合せ: 施設の所在地、事務所の所管部署、施策の内容や手続など知りたい点を明示して尋ねるもの。

寄せられた都民の声と対応

▶(都民の声)専任の宅地建物取引士について

専任の宅地建物取引士が他社(建設業)の代表取締役を兼任している場合、宅地建物取引業法の規定(第5条第1項第15号)に抵触しないでしょうか。法令に基づく説明をして欲しい。

▶(対応)

この度は、宅地建物取引士に係るご質問をいただきありがとうございます。

宅地建物取引業法(以下「法」という。)第5条第1項第15号は、免許申請者の事務所について、法第31条の3第1項で定める数の専任の宅地建物取引士の設置要件を満たしているか審査し、満たしていない場合は免許をしないとの趣旨の条文であると解釈しています。また、法第5条第1項第15号は第1号から第7号で定める欠格事由のように要件が確定的に定められたものではなく、該当するか否かの認定は免許権者の判断に基づくものであると認識しています。

なお、都が免許権者として判断を行う際には、国土交通省の「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」において示されている「専任の宅地建物取引士」の専任性についての解釈に準拠して判断を行っております。